文京区保育所における保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月三十日

文京区長　成澤廣修

文京区規則第九十二号

文京区保育所における保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区保育所における保育に関する条例施行規則（平成十年三月文京区規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二多子の部中「在園である」を「若しくは家庭的保育事業所等（文京区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関する条例（平成２６年９月文京区条例第２６号）第３条第１項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下同じ。））に入所し、又は認定こども園に在園している」に改め、同表育休明けの部中「に入所して」を「若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は認定こども園に在園して」に改め、同表卒園児の部を次のように改める。

卒園児	区内の認可保育所（保育の対象を２歳児又は３歳児までとしている施設に限る。）又は家庭的保育事業所等の卒園に伴う入所申込みである。	２

別表第二備考第四項を次のように改める。

４　この表において「家庭的保育事業所等に入所」とは事業所内保育事業における従業員枠での利用である場合を含まず、「認定こども園に在園」とは１号認定利用である場合を含まないものとする。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の文京区保育所における保育に関する条例施行規則別表第二の規定は、令和九年四月一日以後に保育所に入所する児童に係る入所の申込み、利用についての調整及び承諾について適用し、同日前に保育所に入所する児童に係る入所の申込み、利用についての調整及び承諾については、なお従前の例による。